

## 技術研究組合について（参考）

技術開発を行う目的で須崎市は第三セクターをつくることができます

技術研究組合（ぎじゅつけんきゅうくみあい、略称・技術研究組合、研究組合）とは、産業技術に関する試験研究を協同して行なうことを目的に、技術研究組合法（昭和36年5月6日法律第81号）に基づいて設立された法人をいう。

須崎市、消防団、須崎市が指定する技術力がある企業などが参加して設立できます

試験研究を協同して行うため、二者以上の組合員が定款を作成し、主務大臣の認可を受けて設立する法人。

元となる法律は鉱工業技術研究組合法です

第171回通常国会に提出された「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」に盛り込まれた鉱工業技術研究組合法の改正法案により、鉱工業技術研究組合の題名が改正された法律。

技術研究組合は法人格を有し、法人税が課せられ、収益事業もできる

技術研究組合は法人格を有し、共同研究開発を行う際、財務的に社内研究と同視でき、構成員課税は適用されず、一般普通法人として法人税が課せられる。

組合の定款、法律でできること

技術研究組合は、技術研究組合法により実施できる事業が限定列挙されている。

1. 組合員のために試験研究を実施し、及びその成果を管理すること。
2. 組合員に対する技術指導を行なうこと。
3. 試験研究のための施設を組合員に使用させること。
4. 前各号の事業に附帯する事業

研究の種類と研究の重複—止水幕、防護柵などいくつも同時に可能です

テーマの重複があっても認可可能である。一組合に複数の研究開発テーマがあってもかまわない。複数テーマがある場合には、成果ができた順番に分割をすることができる。

分割して会社を設立することができる本邦初の組合組織である。